

相制第 155500000449 号

2025 年 2 月 4 日

総務大臣

村上 誠一郎 殿

郵便番号 5 3 4 - 0 0 2 4

おおさかふおおさかしみやこじまくひがしのだまち

住所 大阪府大阪市都島区東野田町

よんちょうめ ばん ごう

四丁目 1 5 番 8 2 号

名称及び代表者の氏名

にしにつぽんでんしんでんわかぶしがいいしや

西日本電信電話株式会社

きたむら りょうた

代表取締役社長 北村 亮太

登録の年月日及び番号

平成 1 6 年 4 月 1 日 第 234 号

接続約款変更認可申請書の補正について

2025 年 1 月 17 日付け相制第 155500000432 号をもって提出しました接続約款
変更認可申請書を下記のとおり補正しますので、よろしく取り計らい願います。

記

補正事項

別紙のとおりです。

西	別紙 相制第 155500000432 号（2025年 1 月17日）の補正内容
旧	新
附 則 （実施時期） 1 この改正規定は、認可を受けた後、令和 7 年 4 月 1 日から実施し、この改正規定のうち、本附則第 4 項については、令和 6 年 12 月 31 日に、料金表第 1 表第 1（網使用料） 2（料金額） 2－2 第 9 欄ア(ア)欄、イ欄及び第 10 欄（ア(ア)欄及びイ(イ)欄に規定するものを除きます。） 、 2－4 第 4 欄ア欄、 2－11 第 24 欄、 2-13 第 2 欄（ア欄及びイ欄に規定するものを除きます。） 及び第 4 欄（ウ欄に規定するものを除きます。） 並びに本附則第 5 項については、令和 7 年 1 月 1 日に、それぞれ遡及して適用することとします。ただし、第 74 条の 2、料金表第 1 表第 2（網改造料） 1 - 1（網改造料の対象となる機能） 第 73 欄及び第 2 表（工事費及び手続費） 第 2（手続費） 1（適用） 第 14 欄に係る規定については、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。	附 則 （実施時期） 1 この改正規定は、認可を受けた後、令和 7 年 4 月 1 日から実施し、この改正規定のうち、本附則第 4 項については、令和 6 年 12 月 31 日に、料金表第 1 表第 1（網使用料） 2（料金額） 2－2 第 9 欄ア(ア)欄、イ欄及び第 10 欄（ア(ア)欄及びイ(イ)欄に規定するものを除きます。） 、 2－4 第 4 欄ア欄、 2－11 第 24 欄、 2-13 第 2 欄（ア欄及びイ欄に規定するものを除きます。） 及び第 4 欄（ウ欄に規定するものを除きます。） 、 <u>第 5 表（その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額） 第 2（中間配線盤に係るもの）に規定する料金額</u>並びに本附則第 5 項については、令和 7 年 1 月 1 日に、それぞれ遡及して適用することとします。ただし、第 74 条の 2、料金表第 1 表第 2（網改造料） 1 - 1（網改造料の対象となる機能） 第 73 欄及び第 2 表（工事費及び手続費） 第 2（手続費） 1（適用） 第 14 欄に係る規定については、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。